

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の育児休業等に関する規則

令和 2 年10月28日規則第10号

盛岡・紫波地区環境施設組合職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合職員の育児休業等に関する条例（令和 2 年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 8 号）第 3 条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業等）

第 2 条 職員の育児休業等については、職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年矢巾町規則第 2 号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、条例中「任命権者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（補則）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、職員の育児休業等について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年10月28日から施行する。